

郡山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成18年 6月21日制定
平成24年10月24日一部改正
平成25年 3月28日一部改正
平成26年 3月26日一部改正
平成27年 4月 1日一部改正
平成28年 1月 1日一部改正
平成28年 4月 1日一部改正
平成29年 1月 1日一部改正
平成29年 3月30日最終改正
[生活環境部生活環境課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境の保全、エネルギーの安定供給及び災害に強いまちづくりの実現を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置した者に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものとする。

(1) 住宅の屋根等への設置に適した形状で、低圧配電線と逆流有りで連系し、かつ、次のいずれかに該当する太陽光発電システムであること。

ア 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下同じ。）の合計値（単位は、キロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの（増設等の場合においては、増設等後の最大出力が10キロワット未満であるもの。）

イ パワーコンディショナー（インバータ及び保護装置を含む。以下同じ。）の定格出力（単位は、キロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が10キロワット未満であるもの（増設等の場合においては、増設等後が10キロワット未満であるもの。）

(2) 太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器等で構成されたもの。

(3) 設置前において使用に供されていないこと。

(対象者)

第3条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす者に対して交付するものとする。

(1) 市内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により記録されている住所をいう。以下同じ。）を有し、ア又はイのいずれかに該当する者

ア 市内の自らが居住する（申請者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない者であって、配偶者、子、父母その他の申請者と生計を一にする者（以下「家族」という。）で申請者の住宅に居住する者を含む。以下同じ。）住宅（専用住宅又は延べ床面積

の2分の1を超えて居住の用に供する店舗等の併用住宅をいう。以下同じ。)又は住宅の付帯構造物並びに住宅の敷地(以下「住宅等」という。)に対象システムを設置した者
イ 自らが居住するために市内の対象システムが設置された新築住宅(以下「建売住宅」という。)を購入した者

(2) 申請する年度の前年度の1月1日から申請する年度の12月31日までに電力会社と太陽光受給契約を締結し、受給を開始した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 住宅等を借りている者

(2) 郡山市税を滞納している者

(3) この要綱による補助金の交付を既に受けた者

(4) この要綱による補助金の交付の対象となった住宅等又は建売住宅に居住し、当該補助金の交付を受けた者と生計を一にする者

(5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、対象システムの設置に要する経費であって、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及び附属機器(接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器をいう。)並びにこれらを設置する工事に係る費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は、1キロワット当たり15,000円に、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(最大出力の合計値が4キロワットを超える対象システムについては、4キロワット)を乗じて得た額とし、60,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施内容書(第2号様式)

(2) 同意書(氏名の記入については、申請者による手書きとする。)(第3号様式)

(3) 収入印紙が貼付けられた工事請負契約書又は売買契約書の写し。(契約書の本文で対象システムの内容及び金額が確認できない場合は附属書類により確認できること。)

(4) 対象システムの設置に係る領収書の写し

(5) 電力会社との太陽光受給契約確認書の写し

(6) 電力会社に太陽光発電設備系統連系電力売電申込書に添付して提出した単線結線図(発電設備の出力が記載されているもの)の写し

(7) 対象システムの性能を明らかにする書面(メーカーカタログ等)

(8) 補助金の振込先金融機関の通帳の写し(金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの)

- (9) 対象システムの設置を確認できるカラー写真（太陽電池が確認できる住宅全景の写真）
- (10) 住宅の所在を示す地図及び設置場所の付近見取図
- (11) 申請者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない者である場合は、申請者と生計を一にする家族の住民票の写し
- (12) 店舗等の併用住宅の場合は住居部分とその他の部分の面積が分かる図面
- (13) 住宅等を家族が所有する場合又は共有の場合は、郡山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金に係る設置承諾書（第4号様式）
- (14) 建売住宅を購入した者は、登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- (15) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 申請の受付は、申請書等を持参する方法により行うものとする。

3 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

（補助金交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号のその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 市長が必要に応じて行う現地調査に協力すること。
- (4) その他規則及びこの要綱に従うこと。

（補助金交付の決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、申請者に対し、通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第10条 削除

（定期報告）

第11条 補助金の交付を受けた者は、対象システムの設置を完了した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後に、定期報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他規則又はこの要綱に違反したとき。

（財産処分制限）

第13条 補助金の交付を受けた者は、規則第20条に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和

40年大蔵省令第15号) 別表第2に規定する財産の耐用年数に相当する期間とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月3日から施行する。
(電力会社と太陽光受給契約を締結し、受給を開始した期間の特例)
- 2 平成27年度分から平成29年度分までのこの要綱に基づく補助金の申請については、第3条第1項第2号中「12月31日」とあるのは「2月末日」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月24日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第8条の規定は、平成24年10月24日以降の補助金の交付申請に適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の郡山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成25年分の補助金から適用し、平成24年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の郡山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用し、平成25年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の郡山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分までの補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郡山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の補助金から適用し、平成27年度分までの補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。